

## WTOサービス貿易交渉(概要)

平成22年7月  
サービス貿易室

### 1. WTOとGATS

(1) ウルグアイラウンド交渉の結果、WTOは、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）を発展的に引き継ぎ1995年に発足しました。WTOは、各国が自由にモノ・サービスなどの貿易を行えるようにするためのルールを決める国際機関として機能しており、分野ごとに交渉や協議を実施する場が設けられています。

(2) 1995年に発効した「サービス貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services）（略称GATS）」は、「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定（WTO協定）」の一部であり、サービス貿易の障壁となる規制を対象とした初めての多国間協定であり、サービス貿易の自由化を実現する上で、重要な原則（最恵国待遇の義務、市場アクセスの義務、内国民待遇の義務等）を規律しています。

(3) GATSは、前文、本文、8つの「附属書」、各国の「約束表」及び各国の「免除表」からなります。「附属書」は特定の事項に関する協定上の権利義務の特則を定めたもので、法的には協定の不可分の一部を成します（第29条）。

### 2. サービス貿易交渉

(1) サービス貿易交渉の中には、コンピュータ関連、金融、海運、電気通信、建設、流通等のサービス分野において、国際取引の障壁を削減・撤廃するための交渉や、サービス貿易理事会、金融サービス委員会、特定約束委員会、国内規制作業部会、GATSルール作業部会の各種委員会の場での横断的な規律作成等のための交渉があります（各種委員会の活動は後述のとおり）。

(2) まず、ウルグアイラウンド交渉で合意に至らなかった自然人の移動、電気通信、金融、海運についてはラウンド終了後も交渉が継続されました。その結果、自然人の移動については1995年7月、電気通信については1997年2月、金融については1997年12月に妥結に至り、それぞれ、交渉結果を反映した自由化約束を添付した第3議定書、第4議定書、第5議定書が採択・発効されました。海運についてはなお交渉が継続しています。

(3) さらに、サービス貿易交渉はGATS第19条第1項に基づき、2000年1月から開始されました（ビルト・イン・アジェンダ）。2001年11月のドーハ開発アジェンダ（DDA：ドーハラウンド）交渉立ち上げ以降、農業・非農産品市場アクセス（NAMA）と並ぶ市場アクセス三本柱の一つ、「一括受諾（シングル・アンダーテイク）」の一部として、サービス貿易交渉はドーハラウンド交渉において重要な位置を占めています。現在、サービス貿易交渉は、リクエスト&オファー方式（個別分野・措置ごとの自由化の要請（リクエスト）に対し自由化案（オファー）を提出）で進められています。

(4) 我が国は2003年3月に初期オファー、2005年5月に改訂オファーを提出し、2005年12月の香港閣僚宣言で自由化のための努力目標と累次にわたる複数国間の交渉に合意しました。

(5) その後、複数国間交渉、二国間交渉を経て、2008年7月、第2次改訂オファーとなり得る改善点を示唆し合うシグナリング閣僚会合が開催され、一定の前進が見られました。また、同年7月、大多数の加盟国の支持を得た議長報告書（「サービス交渉の完了に必要な要素」）が貿易交渉委員会（TNC）でテイクノート（留意）されました（主な内容としては、①農業・NAMA並みの野心のレベル、②現行規制水準の実質的反映や新たな市場アクセス・内国民待遇を供与すべく努力（特に途上国の関心分野である自然人の移動等）、③後発開発途上国への特惠付与のための交渉等）。

(6) 2009年11月～12月に開催されたWTO第7回閣僚会議に合わせ、豪州主催によるサービス交渉に関する閣僚夕食会が開催（我が国から武正公一外務副大臣出席）されました。

また、2010年3月末には、ドーハラウンド交渉全体に関する現状評価を行う会合が開催され、サービス交渉に関し、建設と海運について主導する我が国が各国に呼びかける形で、分野毎にそれぞれ関心国に対する要望事項とその要望に応える関心国側の対応とのギャップを示しました。

(7) また、2009年3月、6月、10月、11月、2010年2月、4月、6月にジュネーブにおいてサービス関連各種会合が開催されました（WTOサービス・クラスター会合の概要参照）。本年6月の会合では、サービス推進派主要国との大使級朝食会を我が国が主催しました。

(8) また、現在WTO事務局主催で各分野における現状をまとめた分析ペーパーが作成されています。今までに、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、観光、第1モード及び第2モード、第3モード、第4モード、建設サービス、建築エンジニアリングサービス、金融サービス、教育サービス、海運サービス、ロジスティクスサービス、会計サービス、法律サービスについて、分析ペーパーに基づく議論が行われました。

### 3. 各種委員会

WTOのサービス交渉においては、ドーハラウンドの市場アクセス交渉を行うサービス貿易理事会特別会合と並び、サービス貿易理事会を中心に、国内規制作業部会等のサービス貿易理事会の下部機関においても、横断的な規律の作成などが行われています。

#### (1) サービス貿易理事会

##### (イ) 特別会合（議長：デ・マテオ在ジュネーブ・メキシコ代表部大使）

サービス貿易理事会特別会合では、貿易交渉委員会の下でドーハラウンド交渉のサービス部分を扱っており、これまで、デ・マテオ議長の下で香港閣僚宣言付属書C（サービス）や議長報告書（上記2.（3）参照）の策定を行ってきました。今後も、第2次改訂オファ

一の提出時期や後開発途上国への特惠付与の問題などのサービス貿易交渉そのものに関する議論が行われる予定です。

(ロ) 定例会合 (議長: ヨハネソン在ジュネーブ・ノルウェー代表部大使)

サービス貿易理事会定例会合は、各国のGATSの履行状態を監督し、WTOの一般理事会に報告しています。具体的には、自国の特定の約束の対象となるサービスに対して著しい影響を及ぼす、法令等の導入・変更(GATS第3条)、経済統合協定(GATS第5条)の締結、相互承認協定の締結(GATS第7条)等についての通報を受領し、モニタリングを行うなどの役割を果たしています。

(2) サービス貿易理事会の下部組織

サービス貿易理事会の下には、金融サービス委員会、特定約束委員会、国内規制作業部会、GATSルール作業部会が設置されています。

(イ) 金融サービス委員会 (議長: スティリアノ在ジュネーブ・オーストラリア代表部参事官)

ウルグアイラウンドで金融分野は継続交渉とされました。1995年1月のWTO発足後は、サービス貿易理事会の下部機関として設置された金融サービス貿易委員会の下で1995年7月まで交渉が行われ、1997年末までを期限とする暫定合意が成立しました。1997年4月以降、再び、同委員会の下で交渉が再開され、同年12月に合意に至り、第5議定書が採択、発効されました。現在、同委員会で議定書の批准状況のフォローアップ(ブラジル、フィリピン、ジャマイカが未批准)や金融分野の約束を巡る技術的問題等を扱っています。

最近では、今後取り組むべき議題について議論されており、加盟国から非生命保険、eバンキング、イスラム金融、金融危機に関する提案が出される中で、6月には、非生命保険に関するセミナーと金融危機に関する集中討議が開催されました。

(ロ) 特定約束委員会 (議長: パーク在ジュネーブ・バルバドス代表部書記官)

1996年5月、約束表の技術的な正確性を向上させること及びGATS第21条における約束表の修正手続きの適用の監督を目的として、最初の特定約束委員会が開かれました。現在の主な議論としては①ドーハラウンド交渉終結時に新約束表を作成するにあたり、旧約束表(ウルグアイラウンドの約束表)をいかに位置づけるか、②約束表の記載問題(経済需要テストに記述の仕方等)、③分類の明瞭化(コンピュータ関連サービスの範囲に関する了解(Understanding)の取り扱い等)が挙げられます。我が国は2010年2月の特定約束委員会において、上記新旧約束表問題に関する日本提案をルームドキュメントとして配布し、議論の活性化に貢献しました。

(ハ) 国内規制作業部会 (議長: ムクター在ジュネーブ・パキスタン代表部参事官)

1995年の自由職業サービスに関する閣僚決定に基づき設置された自由職業サービスに関する作業部会では、GATS第6条第4項(「資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないこ

とを確保するため、（中略）必要な規律を作成する」）に従い、1998年12月、会計士規律を策定しました。さらに、1999年4月には、一般的に適用される規律を策定することを目的として、自由職業サービスに関する作業部会を改組して国内規制作業部会が設立されました。2005年12月の香港閣僚宣言では、ドーハラウンド妥結までに規律を作成するという期限が規定されました。2010年3月には至近1年間の議論を論点毎に要約した注釈付きテキストがまとめられました。現在、2009年3月に発出された議長テキスト案やその修正案を中心に議論が行われています。

（6）GATSルール作業部会（議長：クレシヤ在ジュネーブ・ポーランド代表部書記官）

1995年3月、サービス貿易理事会において、GATS第10条、第13条及び第15条に基づき、同理事会の下にセーフガード、政府調達及び補助金の規律作成に関する交渉を行う作業部会を設置する決定が採択され、同年7月、最初のGATSルール作業部会が開かれました。2005年12月の香港閣僚宣言では、ルール作りに関する交渉を終結させるための努力を強化しなければならないとされています。現在、セーフガード、政府調達、補助金それぞれにつき議論が行われています。補助金については2010年7月末までに各国がそれぞれの有している補助金に関する情報を提出する等、GATSに基づく「情報交換」が行われています。

（了）